令和五年十一月二十日 令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出ロシアのウクライナに対する軍事攻撃に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

一について

お尋ね 0 「我が国がこれまでに実施した支援の総額はいくらになるのか」については、政府として、こ

れまでに、 人道、食料及び復旧・復興の分野における支援並びに財政支援等で総額約七十六億ドルの支援

を表明し、順次これを実施してきているところである。

また、 お尋ねの趣旨及び御指摘の 「約束」の具体的に意味するところが明らかではないため、 お尋ねに

する基本的な考え方は、 令和五年五月二十六日の参議院本会議において、 林外務大臣 (当時) が 「長期的

お答えすることは困難であるが、

いずれにせよ、

ウクライナに対する御指摘の

な復旧復興支援については、今後もウクライナ側のニーズを踏まえ、 日本の持つ経験や知見を活用してい

くことが重要です。 地雷対策、 瓦れき除去、 電力等の生活再建、 農業、 民主主義、 ガバナンス強化等の分

野で、 機材供与を含む日本らしいきめの細かい支援をできるだけ迅速に行っていく考えです。」と答弁し

ているとおりである。

二について

に関

「復興のための支援」

前段のお尋ねについては、 第三国間の文書の具体的内容に関するものであり、 政府としてお答えするこ

とは差し控えたい。

裁とウクライナ支援を強力に推進してまいりたいと考えております。 も早くロシアの侵略を止めるため、 原則の違反であるとともに、 と多くの犠牲の上に築き上げてきた国際秩序の根幹を脅かす暴挙です。 れにせよ、 本会議において、 後段のお尋ねについては、 ウクライナに対する支援に関する基本的な考え方については、令和五年三月二十四日 岸田内閣総理大臣が 法の支配に基づく国際秩序に対する明白な挑戦でもあります。 お尋ねの趣旨が明らかではないため、 G7議長国として、 「ロシアのウクライナ侵略は、 国際社会と緊密に連携しつつ、 お答えすることは困難であるが、いず 国際社会が長きにわたる懸命 と答弁しているとおりである。 国連憲章を始めとする国際法 引き続き、 (中略) の衆議 対 な努力 口 \mathcal{O} 制 刻 諸

三について

が

っているわけではないと承知している。

?採択されるなど、 お 尋 ね \mathcal{O} 「侵略」 国際場裡において様々な議論が行われてきているものの、 0) 「定義」 については、 第二十九回国際連合総会において侵略の定義に関連する決議 その内容が十分に明 確 にな

_

するとされるなど、G7各国を始め多くの国も侵略に当たるとしている。これらを踏まえて、 な違反であり、 参議院本会議において、 の緊急特別会合で採択された決議において「ロシアによるウクライナへの侵略を最も強い言葉で遺憾」 イナ侵攻に関するG7首脳声明において軍事的侵略に当たるとされ、 他方、 今般のロシアの行動については、令和四年二月二十五日に発出されたロシア連邦軍によるウクラ 国連憲章の重大な違反であって、 岸田内閣総理大臣が「今般のロシアの行動は、 侵略に当たると考えています。 同年三月二日 武力の行使を禁ずる国際法 _ と述べたところである。 (現地時間) 同月四 に同 の深刻 日 لح \mathcal{O}

四について

語 解釈に関する一般的な規則として、 の解釈について、 \mathcal{O} お 通常 尋 ね の意味に従い、 の趣旨が必ずしも明らかではないが、 条約法に関するウィ 誠実に解釈するものとする。 「条約は、 ーン条約 御指摘 文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用 (昭和) 」と規定しているものと承知している。 五. \mathcal{O} 十六年条約第十六号) 「国際法」 (T) 「解釈」 第三十一条1 については、 に 例えば、 お いては、

五について

お尋ねの 「ウクライナを我が国が支援する根拠は何か」については、 御指摘の 「根拠」 の具体的に意味

するところが必ずしも明らかではないが、ウクライナに対する支援に関する基本的な考え方については、

二についてで述べたとおりである。

1

換公文 よる事 決定) 7 章の目的及び原則と両立するもの)のためにのみ使用されるようにすること」及び 二十九年法律第百六十五号) に移転されないようにすること」のために必要な措置を採ることとされているところ、 か 7 るのか」については、 お つ国際法違反の侵略を受けているウクライナの防衛に関連するウクライナ政府による活動 尋ね る現状に鑑みれば、 を踏まえ締結した自衛隊の装備品及び物 前 (令和四年外務省告示第百十五号) 0 \mathcal{O} 同 「我が国がウクライナに提供した装備品」は「本来受け取るはずの、然るべきところに届いて 意を得ないで、 御指摘の 御指摘の 第百十六条の三の規定及び防衛装備移転三原則 贈与された装備品及び物品がウクライナ政府以外の者 「我が国がウクライナに提供した装備品」 「然るべきところに届いている」と想定している。 にお いて、 品品 の贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との 同国政府は、 「贈与された装備品及び については、 (平成二十六年四月 「日本国 他 また、 同国が の政府を含む。) 自衛隊法 お 政 物 (国際連合憲 尋 品品 侵略を受け 府 が ね \mathcal{O} 間 日閣 書 適 \mathcal{O} (昭 面 正に の交 我 議 に 和

が

と国がウクライナに提供した」

「支援金等は本来受け取るはずの、

然るべきところに届いているのか」及

び「支援金等の流れは検証されているか」については、 御指摘の「支援金等」及び「支援金等の流れ」の

具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難である。いずれにせよ、 我が国から同国に対して

実施する支援が、所期の目的を達成するように、 引き続き同国政府を始めとした関係機関と密接に連携し

てまいりたい。

六について

御指摘 \mathcal{O} 「国際テロリズム要覧2021」における記載の削除と「ロシアのウクライナへの軍事攻撃」

は関係のないものである。 また、 御指摘の他国の議会関係者の発言の逐一について、政府としてコメント

することは差し控えたいが、 いずれにしても、政府として、ナチス政権を肯定的に捉えるようなことは断

じてない。